

ちょっと深掘り著作権—他の法律との接点からみる著作権法

Vol. 2 著作権と民事訴訟法

1 はじめに

連載の初回は、民事訴訟法を取り上げます。著作権法は主として実体法から構成されています。著作権が侵害されたとしても自力救済は認められませんので、著作権の侵害をやめさせるには、何らかの法的手続をとる必要があります。著作権の実効性を確保する手段として民事訴訟法は重要です。また、もう少し訴訟が活用されれば、著作権法の理論的な発展につながるのではないかと感じています。

2 手続きの流れ

訴えの提起は、訴訟で原告となる当事者が、裁判所に**訴状**を提出して行います。訴状提出後、裁判所との間で第1回口頭弁論期日が決まると、裁判所が訴状を被告に送達します。訴状が送達されたら、訴訟が裁判所によって審理される状態(**訴訟係属**)となります。被告は、第1回口頭弁論期日前の決められた期限までに、**答弁書**を提出します。被告が答弁書を提出することなく、第1回口頭弁論期日に欠席すると、原告の主張した事実を自白したものとみなされ、原告勝訴の判決下されます。

第1回口頭弁論期日の後、そのまま第2回口頭弁論期日が指定されることもありますが、著作権が問題になるようなケースでは、争点や証拠を整理する作業が必要になるため、**弁論準備手続**に付されるのが一般的です。弁論準備手続は、口頭弁論を準備するための事前手続という位置づけです。法廷ではなく、弁論準備室という別の場所で行われます。弁論準備手続では、原告と被告が準備書面や証拠の提出を進めていきます。弁論準備手続終了後、再び口頭弁論が開かれ、弁論準備手続の結果が陳述されます。

民事訴訟法では、証拠調べの対象(**証拠方法**)として、証人、当事者本人、鑑定人、文書、検証物の5つを定めています。著作権侵害の事件の場合、当事者の主張や書面による証拠で事実認定ができる場合が多く、当事者尋問や証人尋問は、通常の訴訟の場合と比べると少ないといわれます。

裁判所が判決を下せる状態となったと判断した場合、口頭弁論を終結し、判決となります。ただし、裁判は、必ず判決で終わるというわけではなく、原告と被告がお互い譲り合って裁判を終わらせることを合意する**和解**で終了することも多くあります。また、原告が事情により**訴え取下げ**を行うこともあります。

裁判を検討している当事者によく聞かれるのが、裁判に勝ったら、弁護士費用を負けた方に負担してもらえるのかという質問です。なぜか費用を負担してもらえないという誤解をしている方が多いのですが、勝っても自己負担です。逆に、負けても相手方の分まで負担する必要はありません。判決で、弁護士費用分の金額が認容されることもあるのですが、それで賄えなくても自己負担です。

3 訴状を作成するとき

訴状を作成するとき、著作権の事件では、特に注意する事項があります。まず、どこの裁判所に訴えを提起するかという**管轄**の問題です。プログラムの著作権については、ざっくりいって東日本は東京地方裁判所、西日本は大阪地方裁判所にしか管轄がありません（**専属管轄**）。プログラム以外の著作権等に関する訴えでは、本来の管轄裁判所のほか、場所に応じて上記いずれかの裁判所にも訴えることができるという**競合管轄**が定められています。

次に、著作権者でない独占的代理店や独占的ライセンシーに、固有の差止請求権・損害賠償請求権を行使できるかは議論のあるところなので、原告がどのような立場でこれらの権利を行使するのか分析しておく必要があります。

訴状のメインは、被告に対して何を請求するのか（**請求の趣旨**）と、そのような請求を基礎づける事実（**請求原因**）は何かという部分です。請求の趣旨は、求める判決に対応する記載をします。差止めを求める判決が欲しいなら「被告は、著作物を複製してはならない」、損害賠償を求める判決が欲しいなら「被告は、原告に対し、金〇〇円を支払え」（との判決を求める）という記載になります。

4 答弁書を作成するとき

被告としてははじめに行うことは、答弁書の提出です。場合によっては、被告が原告を訴える**反訴**を提起することも考えられます。

答弁書では、原告の主張している請求の趣旨に対する**答弁**と、請求原因事実に対する**認否**を行うこととなります。答弁は、自分の求める判決に対応させる形で記載します。一般的には、「原告の請求を棄却する」（との判決を求める）と記載することとなります。請求原因事実に対する認否としては、「**否認・不知・自白・沈黙**」の4つの対応があります。

否認は、原告の主張する請求原因事実の全部または一部が存在しないという陳述です。たとえば、著作権侵害をしていないなら、その事実を否認することになります。著作権法には、特別の規定があり（114条の2）、侵害行為を否認するときは、「そのような事実はありません」、という陳述（**単純否認**）ではなく、具体的態様を明らかにして否認しなければなりません。つまり、理由付きの否認（**積極否認**）が求められています。不知は知らないという陳述で、原告の主張を争ったものと推定されることとなります。否認や不知とされた事実については、原告側に立証が求められます。また、被告がなにも言及しなければ、沈黙として、自白したものとみなされます（**擬制自白**）。自白した事実は、そのまま判決の基礎とすることができます。そのほか、「**争う**」との回答は、事実に関する主張ではなく、原告の法律上の主張を認めない場合に用いられます。

たとえば、ある作品が著作物であるとの原告の主張に対し、創作性がない、と主張するのであれば、原告の主張を否認することになります。これに対して、その作品の著作者は50年以上前に死亡し、著作権の保護期間は過ぎていと主張する場合、保護期間の経過は、被

告が**主張立証責任**を負う事実になります。これが**抗弁**といわれるものです。原告が主張する被告の侵害行為に対して、引用など著作権の制限にあたる事実を主張する場合も被告が主張立証責任を負うことになり、侵害行為の主張に対する抗弁となります。抗弁に対して、原告は、自分が主張立証責任を負う事実を主張して対抗することがあります。これが**再抗弁**になります。

5 訴訟でよく使われる用語

「パロディ・モンタージュ写真事件」の第二次上告審（最高裁昭和61年5月30日第二小法廷判決）では、著作財産権侵害に基づく損害賠償請求権と著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求権とは、**訴訟物**を異にするという判断がされています。訴訟物とは、裁判（審理・判決）の対象とされる事項をいいます。民事訴訟では、裁判を開始するかどうか、何を裁判の対象とするかは、当事者が決めることになっています。これを**処分権主義**といいます。これは私的自治の原則によるもので、国が勝手に裁判を始めたり、何を裁判するか決めたりしないことを意味します。請求権の内容に応じた給付の判決を求める**給付請求**の場合、実体法の請求権ごとに訴訟物が決まっています。そのため、上記の最高裁判決のとおりとなります。いったんその訴訟物について判決が確定すると、同じ訴訟物でまた裁判をするということができません。

よく使われる**要件事実**とは、その請求を理由づけるために必要な一定の事実を意味します。著作権侵害を理由とする差止請求の場合には、原告の著作権と被告の侵害行為が要件事実となります。著作権侵害を理由とする損害賠償請求の場合には、これらに加えて被告の故意過失、損害の発生、被告の行為と生じた損害との因果関係が要件事実となります。ややこしいと思われがちな訴訟も、こうしてみると骨格は意外とシンプルなのです。

ところで、民事訴訟には、**弁論主義**という大原則があります。これは、判決の基礎となる事実や取調べの対象となる証拠方法は、当事者が提出したものに限られるという原則です。裁判所は、当事者が主張していない事実を判決の基礎としたり、提出していない証拠を勝手に取り調べたりすることはありません。事実が原告被告どちらの当事者からも主張されないときは、裁判所はそれを判決の基礎とすることができず、ある事実が主張されないとその法律の適用を受けられない当事者が主張立証責任を負うことになります。そのため、著作権侵害訴訟で原告が要件事実である著作権を主張立証できなかつたり、被告の侵害行為を主張立証できなかつたりすると、原告の差止請求や損害賠償請求は棄却されることとなります。

6 終わりに

さて、あらためて、何か著作権関係の判決を読んでみてください。判決に書かれている当事者の主張の整理などが、すこしでもわかりやすく感じられるようになっていれば幸いです。次回は、仮処分などを定める民事保全法を取り上げる予定です。